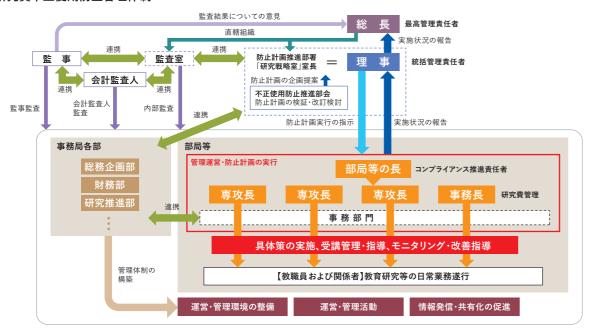
研究不正防止管理体制

本学では、文部科学省が制定したガイドラインに基づき、各 部局等が研究活動上の不正行為や研究費の不正使用を防止 する体制を整備しました。研究活動上の倫理教育、研究費の

管理運営ともに「部局等の長」が責任者として実質的な責任と 権限を持ち、不正行為・不正使用を防止するための適切な措 置を講じる責を担っています。

■研究活動上の不正行為防止管理体制 総 長 研究不正対応最高管理責任者 実施状況の報告 研究倫理教育 推進部署 「研究戦略室 | 室長 研究不正対応統括管理責任者 研究倫理教育の提供 実施状況の報告 事務局各部 部局等 研究倫理教育の実行 部局等の長研究不正対応部局等責任者 車攻長 車攻長 連携 事務部門 具体策の実施、研修受講管理・指導、モニタリング 教育体制の 【教職員、学生および関係者】 教育研究等の日常業務遂行 運営・管理環境の整備 情報発信・共有化の促進

■研究費不正使用防止管理体制



■北海道大学における科学者の行動規範

北海道大学は本学において研究活動を行うすべての科学者が、日本 学術会議が策定した「科学者の行動規範」(2006年10月3日制定 2013年1月25日改訂)に基づき、研究活動を行うことを宣言し、行動 規範をここに定める。

1)科学者は、研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役 割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならな い。研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、研究・

調査データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またこ れに加担しない。

- 2)科学者は、研究活動の透明性と説明責任を果たすために、実験や 調査の記録等の研究資料を適切に保存する。
- 3)科学者は、自らの行っている研究が社会の負託に応える重大な責 務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用等にあたっ ては、法令や関係規則を遵守する。

利益相反マネジメント

●利益相反マネジメントとは何か

北海道大学が、産学官連携等の活動を進めるうえで、国立 大学として求められる責務とその過程で発生する利益が相 反する状況が生じる場合があります。

このため、本学では教職員等が公正かつ効率的に業務に 専念でき、企業等との連携が円滑に推進できる環境をつくる ために、利益や責務の相反を適正にマネジメントするため規 程に基づくルールの策定と体制整備を行っています。

●利益相反マネジメントの考え方

利益相反とは、産学官連携等にともなって不可避的に生じ る、次のような状況を示します。

- ◎本学教職員が、社会との連携活動によって得る諸利益(実 施料収入・報酬・未公開株式等)と、教育・研究という大学に おける責任が相反している状況。
- ◎本学教職員等が、主に兼業活動により企業等に職務遂行 責任を負っていて、その責任が大学における職務遂行の責 任と相反している状況。
- ◎本学が社会との連携活動によって得る利益と、大学組織

の社会的責任が相反している状況。

このような状況に対し、大学における教育・研究上の責務 が適切に果たされ、かつ大学の社会的信頼を維持しつつ社 会との連携活動が推進されるように、利益相反マネジメント を実施しています。

●利益相反マネジメントの体制

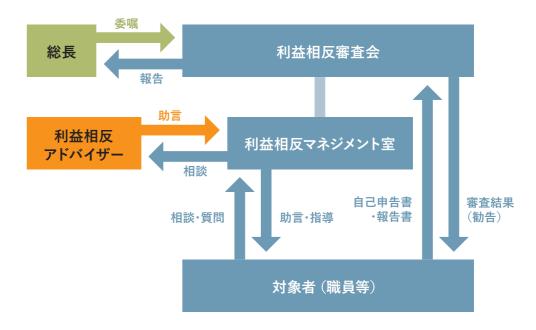
◎利益相反審査会の設置

利益相反マネジメントに関する事項を審査する機関とし て、「利益相反審査会」を設置して、法令や本学の諸規程等に 基づき、利益相反マネジメントに必要なルールの整備を行っ ています。また、同審査会では、幅広い視野からの議論を行 うとともに、社会に対する説明責任を重視する観点から、学 外の有識者や各分野の専門家の意見を適切に反映させる 仕組みを設けています。

◎利益相反マネジメント室の設置

利益相反マネジメントにかかわる実務的処理を行い、また 職員の相談に応じ、アドバイスを与えるために「利益相反マ ネジメント室」を設置しました。

■利益相反マネジメント体制



HOKKAIDO UNIVERSITY FINANCIAL REPORT 2021 45